

玉名市文化・行政拠点特別用途地区内における建築物の制限の緩和に関する 条例

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第49条第2項の規定に基づき、玉名市文化・行政拠点特別用途地区(以下「特別用途地区」という。)内における建築物の用途に関する制限の緩和に関し必要な事項を定めることにより、当該特別用途地区内における文化活動の充実及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「文化施設」とは、国又は地方公共団体が設置する劇場をいう。

3 この条例において「行政関連施設」とは、国又は地方公共団体の事務を行う庁舎の用に供する施設をいう。

(適用区域)

第3条 この条例の規定は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定により告示した特別用途地区の区域について適用する。

(用途地域内の建築物の制限の緩和)

第4条 特別用途地区の区域内においては、法第48条第4項の規定にかかわらず、次に掲げる建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替をすることができる。

(1) 文化施設

(2) 行政関連施設

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、玉名市文化・行政拠点特別用途地区に係る都市計画の決定の告示があった日から施行する。